

技術資料等説明書

八代河川国道事務所管内における災害時等応急対策に関する基本協定（南九州道工事部門）については、関係法令に定めるもののほか、この技術資料等説明書によるものとする。

1. 公告日 令和5年2月3日

2. 公告者 国土交通省九州地方整備局 八代河川国道事務所長 宗 琢万
熊本県八代市萩原町1丁目708-2

3. 基本協定の概要等
「公告」1. (1)～(5)のとおりとする。

4. 参加資格要件
「公告」2. (1)～(7)のとおりとする。

5. 協定締結参加資格の確認等

(1) 本協定締結の参加希望者は、希望する対象区間及び、4.に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところにより申請書及び技術資料等を提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び技術資料等を提出しない者並びに参加資格がないと認められた者は、本協定締結に参加することができない。

① 提出期間：公示日から令和5年2月20日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで

② 提出場所：〒866-0831 熊本県八代市萩原町1丁目708-2

電話：(0965)32-7461（直通）

FAX：(0965)32-1669

国土交通省九州地方整備局 八代河川国道事務所 道路管理課 課長 白石

メールアドレス：shiraishi-k8911@mlit.go.jp

③ 提出方法：メール又は持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）により提出する。

メールの場合、メールにPDFファイルを添付し提出すること。一通のメールに添付するファイル容量は20MB未満とすることとし、提出後、電話で着信確認を行うこと。

(2) 申請書は、別記「様式-1」により作成すること。

①希望する区間を必ず記入すること。

(3) 参加資格の確認は、申請書及び技術資料等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和5年3月10日（金）までに書面（FAX）にて通知する。

6. 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 参加資格がないと認められた者は、当職に対して参加資格がないと認められた理由等について、次により書面にて説明を求めることができる。（様式は自由とする。）

① 提出期限：令和5年3月17日（金） 17時00分

② 提出場所：上記5. (1) ② に同じ。

③ 提出方法：FAX又は持参、郵送等（郵送は書留郵便に限る。）により提出する。

（注）FAXで提出した場合は、FAX送信後、八代河川国道事務所道路管理課へ電話

で確認すること。

- (2) 当職は、説明を求められたときは、令和5年3月24日（金）までに説明を求めた者に対し、書面（FAX）にて回答する。

7. 申請書、技術資料の作成要領及び留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
(1) 申請書 [様式-1]	①経常建設共同企業体にあつては、構成員の会社名及び住所も記載すること。
(2) 工事实施体制 [様式-2] [様式-3]	①様式は[様式-2]及び[様式-3]とする。 ②法面崩壊等大規模な災害が発生した際の応急復旧工事を実施すると想定し、各社の実情に合わせて作成すること。 ③保有資機材については、公告日時点において自社保有の物とする。
(3) 施工実績 (過去5ヶ年度+当該年度における八代河川国道事務所発注工事) [様式-4]	①様式は[様式-4]とする。 ②対象となる工事は、平成29年年度以降に完成した八代河川国道事務所発注の土木関係工事（一般土木工事及び維持修繕工事）を最大3件記載する。但し、堤防除草工事は対象としない。 ③単体会社であっても、過去JV構成員として工事实績がある場合は、出資比率が20%以上の場合、対象とする。また、経常建設共同企業体であっても、該当期間内の単体会社での工事实績も対象とする。
(4) 災害時等応急対策の協定締結の実績 [様式-5]	①様式は[様式-5]とする。 ②対象となる協定は、災害時等応急対策における協定とし、過去2ヶ年度+当該年度（令和2年4月1日から公告日までの間）に締結したもので、かつ協定締結の相手方は国、県、市町村とする。 ③なお、道路における災害時の応急対策工事に関するものであれば、協定書ではなく、覚書、契約書等でも対象とする。 但し、協定又は覚書等によりあらかじめ災害時の工事実施について、締結していない災害復旧又は緊急復旧の工事のみは、対象としない。 ④経常建設共同企業体にあつては、各構成員単独の実績も対象とする。 ⑤実績がある場合は、協定書又は覚書等の写しを添付すること。
(5) 災害時等応急対策の協定に基づく活動実績 [様式-6]	①様式は[様式-6]とする。 ②対象は、大雨、大雪及び地震などの異常気象に伴い、協定に基づき、過去2ヶ年度+当該年度（令和2年4月1日から公告日までの間）に道路災害として活動した実績とする。 ③経常建設共同企業体にあつては、各構成員単独の実績も対象とする。 ④実績がある場合は、契約書等の写しを添付すること。

8. 評価に関する事項等

評価項目	評価内容	配点	ヒアリング*
工事実施体制	■工事実施体制 (様式-2・3より評価) ・様式-2・3の内容及び資機材保有状況、安全管理等の内容について確認が必要な場合はヒアリングを実施する。	15	○
	■保有技術者(国家資格等の人数) ・土木施工管理技士(一級・二級) ・建設機械施工技士(一級・二級)	15	
施工実績	■施工実績 (様式-4により評価) ・平成29年度以降に完成した八代河川国道事務所発注の施工実績(一般土木工事及び維持修繕工事)	10	
	■工事成績の評価 ・九州地方整備局発注の直近4ヶ年度(平成30年度～令和3年度)に完成した土木関係工事の平均点	10	
	■工事成績の評価(65点未満) ・九州地方整備局発注の過去1年間+当該年度の土木関係工事で65点未満の工事の有無(単体、JV両方の工事成績も評価に反映する)	(減点)	
工事の安全確保	■表彰 ・直近2ヶ年度(令和3年度(令和2年度完成工事)～令和4年度(令和3年度完成工事))において、企業が元請けとして九州地方整備局(対象部局)から表彰(安全施工、優良施工、災害復旧等功労業者、VE提案優良業者)、工事成績優秀企業の認定又は災害復旧等支援活動功労感謝状を受けた実績。 ※記載した表彰、認定又は感謝状について、表彰状、認定書又は感謝状の写しを添付すること。	10	
	■安全管理の状況 (・過去1年間の死亡事故等の状況)	(減点)	
防災業務の実績	■災害時等応急対策の協定締結の実績 (様式-5により評価) ・過去2ヶ年度+当該年度における協定等締結の実績	10	
災害時等応急対策の協定に基づく活動実績	■災害時等応急対策の協定に基づく活動実績 (様式-6により評価) ・過去2ヶ年度+当該年度における道路災害に関する活動の実績	10	

※ 評価の合計点が同点の場合は、工事成績順(過去2ヶ年度及び当該年度の平均)に順位付けする。工事成績も同点である場合は、くじ引きで決定する。

9. ヒアリング（内容確認が必要な場合）

- ①日 時：令和5年2月23日（木）から令和5年3月3日（金）までの間を予定している。
- ②方 法：ヒアリングは電話により行う。
- ③ヒアリング内容：法面崩壊等大規模な災害が発生した際の応急復旧工事を実施すると想定して作成された「工事実施体制（様式-2・3）」の内容及び資機材調達方法、安全管理等について、内容確認が必要な場合においてヒアリングを実施する。
- ④対象者：ヒアリング対象者は「工事実施体制（様式-2）」の災害対策責任者、又は、災害対策副責任者とし、必ず本人が対応するものとする。

10. 基本協定に関する手続等

(1) 担当部局は、上記5.(1)②に同じ。

(2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間：公示日から令和5年2月20日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。
- ② 交付方法：八代河川国道事務所ホームページに掲載しています。

(3) 協定締結参加資格確認申請書及び技術資料等の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間：公示日から令和5年2月20日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時00分から17時00分まで
- ② 提出場所：〒866-0831 熊本県八代市萩原町1丁目708-2
国土交通省九州地方整備局 八代河川国道事務所 道路管理課 課長 白石
メールアドレス：shiraishi-k8911@mlit.go.jp
電話：(0965) 32-7461（直通）
- ③ 提出方法：メール又は持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）により提出する。
メールの場合、メールにPDFファイルを添付し提出すること。一通のメールに添付するファイル容量は20MB未満とすることとし、提出後、電話で着信確認を行うこと。

11. 技術資料等説明書に対する質問

(1) この技術資料等説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

- ① 提出期間：公示日から令和5年2月10日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで
- ② 提出場所：上記5.(1)②に同じ。
- ③ 提出方法：上記5.(1)③に同じ。

(2) (1)の質問に対する回答は、書面により令和5年2月15日（水）までに行う。

12. 本協定締結業者の決定及び通知

本協定の締結業者については、技術資料の提出及び上記9. ヒアリングに基づき評価・決定する。その結果は、令和5年3月10日（金）までにFAXにて通知し、その後郵送にて送付する。

13. その他

(1) 法定外労働災害補償制度への加入について

本協定に基づき災害等に対する緊急的な工事の請負契約を取り交わす場合、その時点において施工業者等は法定外労働災害補償制度に加入していることを条件とする。

なお、法定外労働災害補償制度には工事現場単位で随時加入する方式と直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式があり、請負契約の条件となる保険は、いずれの方式であっても差し支えない。

(2) 申請書及び技術資料等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(3) 当職は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

(4) 提出された申請書及び技術資料等は、返却しない。

(5) 提出期間以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。